

第 15 回富士山火山防災対策協議会 協議事項及び報告事項説明資料

【協議事項 1】

令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画について

令和 6 年度は、「富士山火山避難基本計画（以下、「避難基本計画」という。）」についての普及啓発に関する事業を推進するとともに、神奈川、山梨、静岡の三県では、それぞれ地域防災計画（火山編）の改定を行った。

県計画の改定を受け、各市町村において地域防災計画の改定が進められ、一部の市町村では既に改定作業が完了した。

なお、一部市町村では地域防災計画の改定に併せて避難促進施設の新たな指定を行った。

また、令和 6 年 11 月 26 日に避難基本計画作成後初となる協議会合同での図上訓練を実施し、富士山の噴火災害時の基本的な対応の流れについて検証した。

令和 7 年度の主な事業計画として、令和 6 年度訓練をふまえて構成機関それぞれが訓練等により避難計画の実効性向上を図るとともに、協議会としては、各機関の訓練実施状況を共有し、協議会としての関係機関が連携した訓練のあり方について検討していく。

また、内閣府主催の「首都圏における広域降灰対策検討会」の検討結果を踏まえ、富士山地域の大規模降灰対策に係る検討を行う。

【協議事項 2】

避難基本計画の修正について

所要の修正を行う。

なお、火山調査研究推進本部設置に伴う避難基本計画の修正については別添による。

【報告事項 1】

避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組について

協議会統一基準の修正について

所要の修正を行う。